

1955年以降のオーストリア憲法の展開
— 憲法改正規定を中心として —
(3)

奥 正 嗣*

The Development of the Austrian Constitution since 1955
— Amendments to the Constitution —
(3)

Masatsugu Oku*

Abstract

This paper examines the development of the Austrian Constitution since 1955. The Federal Republic of Austria declared “eternal neutrality” by enacting the Constitutional Law of 1955, but since then the Austrian Constitution has experienced great changes.

Firstly, the meaning of “eternal neutrality” changed along with changes in the international situation, such as Austria joining the United Nations in 1955, the European Union in 1995, and the end of the “cold war” indicated by the fall of the Union of Soviet Socialist Republics in 1992.

Secondly, the rights of individuals and state (Land) were further strengthened by many amendments of the Constitution concerning federalism, democracy, fundamental rights, and courts (constitutional court, administrative court) which are the fundamental principles of the Austrian Constitution.

Thirdly, Austria joining the European Union added various rights and duties between Austrian organs of state and the European Union’s organs.

Lastly, we examine the reform of the Austrian Constitution.

キーワード

1962年連邦憲法改正 (学校・教育制度)、1964年連邦憲法改正 (国家条約)、1974年連邦憲法改正 (州権強化)、1975年連邦憲法改正 (政党、国土防衛、公法裁判所、学校・教育制度)、1981年連邦憲法改正 (国家シンボル、国家高権の委譲、国民請願、再公示、オンブズマン)、1983年連邦憲法改正 (公務員と議会活動、州権強化)、1984年連邦憲法改正 (州権強化)、1987年連邦憲法改正 (守秘義務、

*おく まさつぐ：大阪国際大学名誉教授 (2016.6.14受理)

情報提供義務)、1988年連邦憲法改正(州の国家条約、独立行政審判所、国民調査投票、人身の自由)、1994年連邦憲法改正(EU加盟)、2008年連邦憲法改正(大学、自治行政体、国家高権の委譲)、2010年連邦憲法改正(会計検査院)、2012年連邦憲法改正(行政裁判所、安全保障官庁)

目次

はじめに

第1章 連邦主義、民主制、基本権、公法裁判制度など

1. 連邦

- (1) 総則
- (2) 権限配分
- (3) 公務員の私企業への関与の制限
- (4) 行政機関等の職務上の秘密保持義務と情報提供義務
- (5) 連邦の立法
- (6) 連邦の行政

(以上、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第29巻第2号、2016年1月)

(7) 司法

2. 州

3. 市町村

4. 会計の監督および財務執行状況の監督

5. 法治国家の構築

- (1) 基本権
 - (2) 公法裁判制度の拡充・強化
- (以上、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第29巻第3号、2016年3月)
- (3) 独立行政審判所
 - (4) 行政裁判所制度の改正
 - (5) オンブズマン(国民弁護制度)

6. 直接民主制

7. 会議所および連合会

第2章 ヨーロッパ連合への加盟

1. ヨーロッパ統合
2. ヨーロッパ連合(EU)への加盟
3. ヨーロッパ連合(EU)におけるオーストリア法

第3章 憲法改正の動向

1. オーストリア憲法改正の論点
2. 個々の部分改正
- (1) 改正の関心事

1955年以降のオーストリア憲法の展開—憲法改正規定を中心として— (3)

- I. 議会による執行統制・監督（議会野党による統制・監督権の構築）
 - II. 連邦主義
 - A. 州権限の拡大・強化（連邦制の構築、分権化）①～⑤
- （以上、本号）

第1章 連邦主義、民主制、基本権、公法裁判制度など

5. 法治国家の構築

(3) 独立行政審判所 (unabhängiger Verwaltungssenat)

1991年以降、州における独立行政審判所が、裁判所の形態を有するところの、行政手続における法的救済のための最上級審として、行政官庁の直接の命令・強制権に対する国民の権利保護の機能を果たすことを期待された。独立行政審判所は州の官庁である⁽¹⁴¹⁾。2012年の行政裁判所に関する憲法改正 (BGBl. I Nr.51/2012) により、庇護裁判所 (連邦憲法129 c 条、129 d 条、129 e 条、129 f 条) とともに、2014年1月1日付で廃止されたが、ヨーロッパ人権条約との関連も存することもあり、以下、少し詳しく検討する。

①独立行政審判所の目的・任務

州における独立行政審判所は、1988年11月29日の憲法律 (BGBl.Nr.685/1988) に遡り、約1年後の1991年1月1日から活動した。独立行政審判所に関する憲法的規定は、連邦憲法第6章 (2008年1月4日の憲法律 [BGBl. I NR.2/2008] により、2008年1月1日付で、「第6章」が「第7章」に変更) の「憲法および行政の保障」の下に見出される。この章には、行政裁判所と憲法裁判所についての規定も含まれている。第6章 (現第7章) の章題から、独立行政審判所は、行政裁判所と憲法裁判所と同様に、法治国家の保障のための制度であるということが明らかになる。独立行政審判所は、高権的行政に対して監督機能を、国民に対して権利保護機能を有しているのである。

独立行政審判所は、主に、ヨーロッパ人権条約およびヨーロッパ人権条約第7議定書から生ずるところの要請に応えるという目的で創られた。ヨーロッパ人権条約5条 (身体の自由および安全に対する権利) は、人身の自由の保護に関する保障を含んでいる。この権利の侵害は、「裁判所 (Tribunal)」、すなわち、司法裁判所またはその他の独立の官庁によってのみ為され、またはその監督の下でのみ生じうる (1988年11月29日の「人身の自由の保護に関する憲法律」 [BGBl.Nr.684/1988] 6条もまた同様)。また、ヨーロッパ人権条約6条 (公正な裁判を受ける権利) は、民事および刑事事件の判断は「裁判所 (Tribunal)」によってのみ為されることを要請している。第7議定書2条 (刑事事項における上訴の権利) は、刑法上の有罪判決に対して、上級裁判所によって事後審査される権利 (刑事事件における少なくとも2段階の裁判手続を求める権利) を認めている。独立行政審判所は司法裁判所 (Gericht) ではないが、ヨーロッパ人権条約およびヨーロッパ人権条約第7議定書の意味での裁判所 (Tribunal) である。その制度と活動によって、ヨーロッパ人権条約およびヨーロッパ人権条約第7議定書の諸規定、特に人身の自由と刑事手続の観点から生ずるところの保障が果たされるものとされていた。すなわち、独立行政審

判所は、客観的法を守り、主観的権利を保障するという目的ないし任務を有していたのである。

しかし、独立行政審判所と行政裁判所・憲法裁判所との間には、本質的ともいえる制度的な相違が存在している。行政裁判所と憲法裁判所は司法裁判所であるが、独立行政審判所は司法裁判所類似の地位を有するところの行政官庁である。行政裁判所と憲法裁判所は最上級裁判所として判断を下すが、独立行政審判所の判断は両裁判所による審査に服した(連邦憲法130条1項(a)、144条1項)⁽¹⁴²⁾。

②行政官庁の直接の命令・強制権に対する権利保護

(i) 行政官庁の直接の命令・強制権

独立行政審判所の権限は、1988年11月29日の憲法律によって追加された連邦憲法129 a条から生ずる。独立行政審判所は、行政官庁の直接の命令・強制権の行使によって自己の権利が侵害されたと主張する者の不服申立て(Beschwerde)〔措置についての不服申立て〕について審決する。連邦の財政上の刑事事件は、租税法で規定されるところの特別の官庁および手続が存在するので、独立行政審判所の管轄から除外される(連邦憲法129 a条1項2号)。

行政官庁の直接の命令・強制権の行使とは、正式な行政手続の外にあって、危険の除去に向けての行政官庁の個々の措置であり、「即時強制(sofarziger Polizeizwang)」と呼ばれる。道路交通における駐停車禁止ゾーンからの車両の撤去、警察官の武器の使用、警察上の身柄拘束・家宅搜索などが挙げられる。ここでは、道路における駐停車禁止ゾーンからの車両の撤去を取り上げる。具体的事例は次のごとくである。車両が、公共交通機関の停車場などに禁止に違反して止められ交通妨害していると執行機関が判断し、執行機関の命令を経由して撤去されるような場合が考えられる。車両の撤去は、道路警察領域における行政官庁の直接の命令・強制権発動措置である。この措置に対して、当該車両運転者は、独立行政審判所に対して、措置に対する不服申立てをすることができる。これに関する詳細規定は、一般行政手続法67 c条が定める。訴えの提起者は、例えば、公共交通機関の停車場はずっと以前に廃止されているゆえに車両の撤去は違法であると申し立てることができよう。独立行政審判所が、その申立てが正当であり、不服を申し立てられた行政行為が違法であると判断するならば、このことを確認しなければならない。もしそうでないならば、申立てを却下しなければならない。独立行政審判所の審決に対して、不服申立ての提起者は、公法裁判所に対して再度訴えを提起することができる(行政裁判所に対して連邦憲法130条1項(a)、憲法裁判所に対して連邦憲法144条1項)⁽¹⁴³⁾。

(ii) 公法裁判所と独立行政審判所

独立行政審判所が創設される前は、「措置に対する不服申立て(訴え)」は、直接に公法裁判所に提起されていた(1975年5月15日の憲法律〔BGBl.Nr.302/1975〕に基づき、行政裁判所につき連邦憲法130条1項(b)、憲法裁判所につき連邦憲法144条1項)。こうした訴えの数は、特に憲法裁判所において非常に多かった。数多くの事案の審理に伴う公法裁判所の負担以上に、主に事実の主張が争点になっている事案(例えば、運転者が感情的で激しい態度をとったがゆえに逮捕は許されるものであったかどうかということが問題にな

る事案、あるいは、撤去された車両が実際に交通を妨害するように止められていたかどうかということが問題になる事案など)を最上級裁判所が審理するということが問題となった。しかし、最上級裁判所を事実審として引き込むことは、判決の担い手としての最上級裁判所の機能にふさわしくない。措置に対する不服申立て(訴え)を独立行政審判所に振り向けることによって、最上級裁判所の審理がより深いものになるということから、独立行政審判所が、こうした訴えを判断することとなったのである。同時に、独立行政審判所を行政裁判所と憲法裁判所の前に置くこと(前置主義)(行政裁判所に対して連邦憲法130条1項(a)、憲法裁判所に対して連邦憲法144条1項)によって行政裁判所と憲法裁判所の負担軽減が図られ、かなりのフィルター効果も有している。独立行政審判所の決定は、憲法裁判所および行政裁判所に対する訴えによって争うことができる。それゆえに権利保護の緩和ではない⁽¹⁴⁴⁾。

③独立行政審判所の組織

連邦憲法129b条は、独立行政審判所の組織に関する枠組的規定を含んでいる。組織および構成員の勤務についてのより詳細な定めは、州法律によって行われる(同条6項)。独立行政審判所の設立も同様に州にある。州は、人員および物的手段を調達しなければならない。独立行政審判所の構成員は、その時々々の州の職員である⁽¹⁴⁵⁾。

独立行政審判所は合議制官庁であり、長、長の代理人、および必要な数のその他の構成員で構成される(同条1項)。その数は、規模、仕事の量など州の需要に応じ州法によって確定される。構成員の少なくとも4分の1は、連邦における職務に従事してはならない(同条1項)。独立行政審判所の構成員は、その職務の遂行に際していかなる指揮命令にも拘束されない(同条2項)。6年の任命期間(同条1項)が経過するまでは、独立行政審判所の構成員は、法律に定められた場合(例えば、精神的または肉体的な理由で職務活動を行うことができない場合、一定の違法行為がある場合)において、独立行政審判所の決定によってのみその職務を解任される(同条3項)。独立行政審判所の事務は、厳格な事務配分に従って、予め、各構成員に配分される(同条2項)。独立行政審判所の構成員は、“外観的公正(sichtbare Gerechtigkeit)の原理”、すなわち、“正義は、行われるのみではなく、それがなされていることが目に見えなければならない、という原理”から、その職務の継続中、その職務の独立的な行使に疑念を抱かせる恐れのあるいかなる活動にも従事することが許されない⁽¹⁴⁶⁾。このような司法制度にならっての保障(指揮命令からの自由。行政の側から解任されず、解任は独立行政審判所の決定によってのみ可能なこと。厳格な事務配分など)は、独立行政審判所の構成員は、事後に、かつての所属部署から影響を受けてはならないこと、また、事前に、再度帰属することになるであろう行政部署からの影響を免れることができることを確保するものとされた⁽¹⁴⁷⁾。こうした憲法的準則でもって、独立行政審判所に対して、ヨーロッパ人権条約およびヨーロッパ人権条約第7議定書の意味における「裁判所(Tribunal)」として通用することができるだけの制度的な独立性と非党派性が与えられるべきものとされていた。

しかし、構成員の任命は、独立行政審判所が監督すべき機関でもある州政府によってなされ(同条1項)、人的独立性が欠如する。また、独立行政審判所の構成員は、裁判官と

異なり、6年の任期で任命され一生涯のすべての職務期間中無条件で任命されるわけではない。彼らは、もっぱら、彼らが監督すべきものとされる行政分野の出身であり、例えば、午前中は行政、午後は独立行政審判所というように、混合的な使用形態は、“外観的正当性の原理”から認められないが、独立行政審判所の構成員として再度任命されない場合には、再びその行政分野に戻るができる。この関連で、すでに、法政策的な疑念が存していたのである。

多くの事項は、独立行政審判所の本会議（Vollversammlung）で処理される。それには、事務の配分に関する決議も含まれる。通常の事案は、独立行政審判所の複数のまたは1人の構成員によって処理される（同条5項）。それゆえに、審理および審決は合議制原理（独立行政審判所の幾人かの構成員によって構成される部による決定）、または独任制原理（独立行政審判所の個々の構成員による決定）に従って進められる。これに関するより詳細な定めは、一般行政手続法、行政刑罰法など独立行政審判所の手続に関する連邦法律による規定によって定められる（同条5項）⁽¹⁴⁸⁾。

（4）行政裁判所制度の改正

2012年6月5日の連邦法律（憲法規定）（BGBl. I Nr.51/2012）によって、行政裁判所制度の改正がなされ、2014年1月1日付で発効した。従来からの1段階制の行政裁判所制度（Verwaltungsgerichtsbarkeit）から2段階制の制度に移行した。第1審において、管轄官庁に応じて、9つの州行政裁判所（Landesverwaltungsgericht）、連邦行政裁判所（Bundesverwaltungsgericht）、連邦財政裁判所（Bundesfinanzgericht）が、行政官庁の決定・処分およびその他の行政行為についての申立てを裁判する（連邦憲法129条）。改正前は、行政裁判所および特別行政裁判所としての憲法裁判所に申立てを行う前に、上級行政官庁、あるいは州法律または連邦法律によって定められた異議申立てないし上訴機関への救済を尽さなければならなかった。しかし、独立行政審判所の箇所でも概観したように、これら決定機関の担当者は、事前のまたは事後の行政機関との密接な関係においてその完全な独立性に疑念が存し（第1章 5.（3）③参照）、ヨーロッパ人権条約5条、6条、ヨーロッパ人権条約第7議定書2条（第1章 5.（3）①参照）およびヨーロッパ連合基本憲章47条（実効的な権利救済および公平な裁判を受ける権利）の基本的義務を十分果たすことができるのか議論の余地があったが、制度改正はこれら問題点を解消する意味を有する。

2012年改正によって、独立行政審判所（連邦憲法129 a 条、129 b 条）、庇護裁判所（連邦憲法129 c 条、129 d 条、129 e 条、129 f 条）など行政審級は廃止され（それぞれ州行政裁判所、連邦行政裁判所に引き継がれる）、直接行政裁判所への申立てが可能となった。すなわち、各州における州行政事項、間接連邦行政事項、およびその他の直接連邦行政に属さない事項（自治行政体事項など）については各州行政裁判所（連邦憲法131条1項）が、これに対し、直接連邦行政事項については連邦行政裁判所（連邦憲法131条2項）が、公租（公課）事項については連邦財政裁判所（連邦憲法131条3項）が、第1審として裁判する。直接行政裁判所への申立てが可能になったことに伴い、多数の独立行政官庁が廃止された（2012年6月5日の連邦法律〔BGBl. I Nr.51/2012〕のArtikel 1 に、連邦と各州につ

き、廃止解散される独立行政官庁が列挙されている)。

この第1審の裁判に対して行政裁判所 (Verwaltungsgerichtshof) への上訴が可能である (連邦憲法133条1項1号) が、憲法上保障された権利が侵害された場合は、特別行政裁判所としての憲法裁判所への申立てが認められ (連邦憲法133条5項、144条1項)、憲法裁判所が、憲法上保障された権利が侵害されていないと判断したならば、申立ては行政裁判所へ移送され、行政裁判所の判断に委ねられる (連邦憲法144条3項)。

2012年6月5日の連邦法律 (憲法規定) に基づく憲法改正によって、連邦憲法94条に第2項が新設され、連邦法律または州法律によって、個々の事項につき、行政裁判所への申立てに代え、通常裁判所 (ordentliches Gericht) へ申立てを行うことが可能となった (連邦憲法94条2項)。

(5) オンブズマン (国民弁護制度)

1977年に、多数の憲法規定を伴うところの1977年2月24日の連邦法律であるオンブズマン (護民官) 法 (BGBl.Nr.121/1977) (オンブズマン制度の設立に関する同法1条-10条は憲法規定である) によって、スカンジナビアのオンブズマン制度にならって、オーストリアにおいても、オンブズマン制度が設立された。最初は1977年7月1日から1983年6月30日までの期限が付けられ試験的に実施されていた (憲法規定である同法28条参照) が、4年の試行期間の後、これらの規定が大幅に変更されることなく、1981年7月1日の憲法律 (BGBl.Nr.350/1981) によって、永続的な憲法制度として連邦憲法の中に受け入れられた (連邦憲法148 a 条-148 j 条)。オンブズマンは、各人によって主張される、あるいは職権によって推測される連邦の高権的および非高権的行政 (立法や司法ではない) における不都合 (Mißstand) を審査するのがその権限である (連邦憲法148 a 条1項、2項)。州に関しては、チロールやフォアールベルクのように独自の州オンブズマンが設立されているか、または、その他の州のように連邦のオンブズマンが当該州の行政領域についても管轄権を有するものと宣言している (連邦憲法148 i 条1項)⁽¹⁴⁹⁾。

オーストリアにとって完全に新たな制度であるオンブズマン (ケルゼンは、すでに1929年に「公法 (公権) の弁護人」制度を提案したのと同様な方向で熟慮していた) は、立法権の独立した補助機関を形づくっており、高権的および非高権的行政のコントロール機関として行政と司法の外に立つ。オンブズマンは、独立した地位を有し、罷免されることのない3名の構成員から成り、国民議会によって6年の任期で選出される (連邦憲法148 g 条1項)。

1988年11月29日の憲法律 (BGBl.Nr.684/1988) により、オンブズマンは、国民議会に対してなされた請願および市民発案の取り扱いに参与する責務も負う (連邦憲法148 a 条4項)。オンブズマンは、いかなる法的決定権も有しない。連邦憲法裁判所に連邦官庁の命令の違法性について申立てができる (連邦憲法148 e 条) ことは別として、具体的場合において、連邦の最上級行政事務を委任された機関に対して勧告のみができるにすぎない (連邦憲法148 c 条)。オンブズマン制度の実効性は、不都合状態を暴露し公表することに存するのである⁽¹⁵⁰⁾。

6. 直接民主制

連邦立法における直接民主制につき、第1章1.(5)③(viii)を、州立法における直接民主制につき、第1章2.(3)①(ii)を参照。

7. 会議所および連合会

1945年以降再建された会議所(部会)(Kammer)は、法律について専門的意見を述べる権利、および執行や立法に対するさまざまな助言活動によって、議会前の意思形成過程に統合される(連邦憲法120a条)。このことは、同様な方法で、「オーストリア労働組合同盟」や「工業企業家(経営者)連合会」などのより大きな団体(会議体)にも妥当する(BGBI.Nr.105,Nr.183/1954)。これらの機能上の役割は、しばしば法律には規定されていないが、人的関わり合いを強め、しばしば会議所的機能・団体(会議体)的機能・政党的機能・国家的機能という順に機能を拡大強化する。憲法外的、法律外的空間における活動に関しては、典型的には、「価格および賃金問題のための同格委員会」が存在する。委員会は、1957年に連邦政府の懇請に基づいて設立された。価格問題のためのその小委員会は、商工業会議所、農業会議所、労働会議所、労働組合同盟のそれぞれの代表者、内務および財務大臣から構成される。助言的機能しか果たすことができないが、その構成から、法制定権限を有する国家的立案機関(Planungsstelle)と類似の事実上の権威を有している⁽¹⁵¹⁾。

第2章 ヨーロッパ連合への加盟

1. ヨーロッパ統合

ヨーロッパ統合過程へオーストリアが関与することについては、特にソヴィエトがオーストリアに要請するところの中立性が妨げとなった。それゆえに、その超国家的組織としての組織密度ゆえに、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体(EGKS)(ECSC)(1951年調印、1952年発足)、ヨーロッパ経済共同体(EWG)(EEC)(1957年調印、1958年発足)、ヨーロッパ原子力共同体(EAG)(EURATOM)(1957年調印、1958年発足)、西ヨーロッパ防衛同盟(WEU)(1954年発足)に関与できなかった。その組織密度が、さらにますます強化された。すなわち、1967年7月1日に「共同体執行機関の融合条約」が発効し、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体、ヨーロッパ経済共同体およびヨーロッパ原子力共同体の組織が融合した。すなわち、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の最高機関、ヨーロッパ経済共同体とヨーロッパ原子力共同体の委員会が統一されてヨーロッパ共同体委員会となり、また理事会もヨーロッパ共同体理事会の形に統合され、3つの共同体の執行機関が統一され、ヨーロッパ共同体(EG)(EC)(Europäische Gemeinschaft)となった⁽¹⁵²⁾。1958年以降、それらのためのヨーロッパ議会とヨーロッパ司法裁判所(2009年12月1日に発効したリスボン条約により、かつてのヨーロッパ司法裁判所は司法裁判所となり、かつての第1審裁判所であった一般裁判所などとともに、ヨーロッパ連合司法裁判所(EuGH)に含まれることとなった)⁽¹⁵³⁾が、また、1977年以降、ヨーロッパ会計検査院が存在した⁽¹⁵⁴⁾。会計検査院は、1993年のマーストリヒト条約によって、ヨーロッパ議会、理事会、ヨーロッ

パ委員会、ヨーロッパ連合司法裁判所などととも、EUの主要機関として明示されるに至った⁽¹⁵⁵⁾。

これに対し、1956年からヨーロッパ審議会（評議会）（Europarat）への、また1960年からヨーロッパ自由貿易連合（EFTA）への関与は、それらが伝統的な政府間機構であり、ヨーロッパ共同体に見られるような超国家的要素を持たずあまり拘束的でない性格ゆえに、オーストリアの加盟が認められた⁽¹⁵⁶⁾。すなわち、1957年のヨーロッパ経済共同体の設立後、6カ国同盟への加入を望まない国々は、イギリスの主導下に、1960年、ヨーロッパ自由貿易連合を設立した。オーストリアも、1960年当初からヨーロッパ自由貿易連合の参加国であった（1960年3月28日批准）。諸国家が次第にヨーロッパ共同体への加盟を目指すに至り、ヨーロッパ共同体は、ヨーロッパ経済圏（EWR〔Europäischer Wirtschaftsraum〕）（EEA）の創設を提案し、12のヨーロッパ共同体加盟国と7つのヨーロッパ自由貿易連合加盟国はヨーロッパ経済圏条約（協定）を締結し、1994年に発効した。ヨーロッパ経済圏は、定款として定めた「4つの自由（人の移動の自由、サービスの自由、商品の流通の自由、資本の移動の自由）」をヨーロッパ自由貿易連合加盟国へと拡大適用していった⁽¹⁵⁷⁾。

ヨーロッパ統合過程での一つの新たな局面として、オーストリアにおいて、中立の意義の再検討を通じて中立概念の捉え方が変化し、1993年には、とりわけヨーロッパ共同体の第二次法の一部継受に繋がるどころの、ヨーロッパ経済圏への加入が可能になった⁽¹⁵⁸⁾。ここに「第二次法」とは、EUの憲法（Verfassungsvertrag）ともいうべきEU条約およびEC条約（2009年12月1日に発効したリスボン条約は、既存のEU条約およびEC条約を改正し、それぞれ新EU条約〔Vertrag über die Europäische Union〕とEU運営条約〔Vertrag über die Arbeitsweise der Europäischen Union〕に変更した⁽¹⁵⁹⁾。これは、「憲法〔Verfassung〕」という名称は、国家憲法〔Staatsvertrag〕を容易に連想させるが、EUは、現在も国家の状態に達していないし、将来においても国家になることを志向していないので、避けるべきだとする構成国からの希望を考慮したものである⁽¹⁶⁰⁾（リスボン条約発効により、EU基本権憲章にも、EU条約およびEU運営条約と同一の法的価値が与えられた）など共同体諸条約に基づき、理事会と議会の共同決定による、理事会および委員会が定立する諸法規であり、EU立法、EU制定法、EU法行為、派生法と呼ばれる。それには、拘束力を有する「規則」「命令」「決定」と拘束力を有しない「勧告」「意見」がある。EU法の第二の法源である⁽¹⁶¹⁾。オーストリアのヨーロッパ経済圏の構成員としての地位は、特に、既に1989年に申請されていたところのヨーロッパ共同体加盟の準備に奉仕することになる⁽¹⁶²⁾。

2. ヨーロッパ連合（EU）への加盟

オーストリアがヨーロッパ連合に加盟するに際して、さまざまな国内的活動が展開され、新たな専門委員会ないし審議機関（Gremium）が創られた。とりわけ、1989年の、連邦首相、副首相、外務大臣、州知事および州議会代表、並びに国民議会および連邦参議院のクラブから成るところの、連邦政府の諮問のための「オーストリアの統合政策問題につ

いての委員会（協議会）（Rat）（BGBl.Nr.368/1989）や、1992年の、EUの事業計画に対する州の関与手続のための諸州統一会議などがある⁽¹⁶³⁾。

オーストリアのヨーロッパ連合への正式な加盟申請は、ヨーロッパ共同体の諸国家が1992年2月7日調印（1993年11月1日発効）のヨーロッパ連合条約（EU条約）（マーストリヒト条約）によってヨーロッパ連合という政治的共同体を創設するに至るまでの1989年に生じた。オーストリアは、ヨーロッパ連合（EU）が自由な貿易圏の設立という経済的目的の追求だけではなく、政治的統合という目標を目指す姿勢を明確にしているにもかかわらず、加盟申請を固持し、1993年に交渉が始まり、1994年に交渉が完了した。

EU加盟によって直接適用されることとなるEU法は、国民代表であるオーストリア議会やオーストリア国民によってではなく、主にEUの担当機関である行政機関によって制定されたものであるという観点から「民主制原理」に反し、また、立法機能の重点は、EU議会ではなく、EU構成国の政府代表からなる理事会にあるという観点において、さらにまた、共同体法の信頼すべき真正な解釈を通じてEU裁判所によって制定されたものであるという観点から「権力分立原理」にも反し、さらに、州の権限剥奪（取り上げ）を伴うものであるという観点から「連邦主義原理」をも危険ならしめる、さらにまた、EU裁判所の判決が、最高裁判所、憲法裁判所、行政裁判所も含めてあらゆる国家機関に対して拘束力を有するという観点から「法治国家原理」に反するということを考慮すれば、EU加盟は、連邦憲法の全面的改正（全部改正）の効果を有し、EU加盟が合憲的に行われたということを確認するために、次のような手続が取られた。すなわち、まず第1に、国民議会は、1994年4月12日に加盟会議によって確定された交渉内容どおりに「オーストリアのヨーロッパ連合への加盟条約」を締結する権限を、憲法上管轄権限を有する機関（連邦政府）に授与するところの連邦憲法律（「オーストリアのヨーロッパ連合への加盟に関する憲法律」）（BGBl.Nr.744/1994）を議決した。連邦政府に、加盟条約の締結を授権し、それでもって、加盟条約によって生ずるところのすべての憲法的変更（州にも及ぶ効果を伴うすべての改正を含めて）を合法化した。第2に、この国民議会の議決は、1994年6月12日に、国民投票において66.58%の得票をもって受け入れられた（BGBl.Nr.735/1994）。第3に、このような授権に基づきながら、加盟条約は国民議会の承認と連邦参議院の同意を得て、連邦大統領によって1994年6月24日に締結調印され、連邦首相によって1995年1月13日に官報で公布された（BGBl.Nr.45/1995）（「オーストリアのヨーロッパ連合への加盟に関する憲法律」 Artikel I、 Artikel II、 Artikel III、 さらに、連邦憲法44条3項、49条2項、65条1項）。オーストリアは、1995年1月1日にEUの構成国となった⁽¹⁶⁴⁾。これに伴い、同日付で、オーストリアは、ヨーロッパ自由貿易連合から脱退することになる。

3. ヨーロッパ連合（EU）におけるオーストリア法

（1）ヨーロッパ連合諸機関への代表派遣

1994年12月21日の憲法律（BGBl.Nr.1013/1994）（連邦憲法改正）（ちなみに、この憲法律によって、「1929年の本文における連邦憲法」は短く「連邦憲法」と呼ばれることとなった〔同憲法律 Artikel I 1.〕）により、連邦憲法に23 c 条が追加された。それによると、

ヨーロッパ連合内における（ヨーロッパ）委員会、（ヨーロッパ）司法裁判所、第1審裁判所、会計検査院、ヨーロッパ投資銀行評議会、経済社会委員会および地域委員会の構成員の任命に対するオーストリアの参加・協力については、連邦政府の責務に属し（連邦憲法23c条1項）、特に、委員会、司法裁判所、第1審裁判所、会計検査院、ヨーロッパ投資銀行評議会の構成員の任命について、連邦政府は、国民議会の主委員会と協力して（連邦憲法23c条2項）、また、理事会および委員会の諮問機関である地域委員会（Ausschuß der Regionen）の構成員およびその代理者の任命に関しては、州（各州1名ずつ合計9名）並びにオーストリア市連合およびオーストリア町村連合（合わせて3名）の提議に基づいて（連邦憲法23c条4項）、行われるべきものとされている⁽¹⁶⁵⁾。

2009年12月1日発効のリスボン条約に伴い、2010年7月27日の憲法律（BGBl. I Nr.57/2010）によって、2010年8月1日付で、以前の（ヨーロッパ）司法裁判所（Europäischer Gerichtshof）は司法裁判所に、また、以前の第1審裁判所（Gericht erster Instanz）は一般裁判所（Gericht）と名称が変更され、専門裁判所（Fachgericht）とともに、ヨーロッパ連合司法裁判所（Gerichtshof der Europäischen Union）に含まれることとなった（連邦憲法23c条1項、2項参照）⁽¹⁶⁶⁾。

1994年12月21日の憲法律に基づき、ヨーロッパ議会（Europäisches Parlament）のオーストリア代表議員は、オーストリア連邦領域全体を一つの統一的な選挙体として、国民議会代表の選出に準じて、選挙の日までに16歳に達する男女の平等・直接・本人・自由・秘密の選挙権に基づいて、比例選挙の原則により選出される（連邦憲法23a条1項、2項）。この選挙に関しては、オーストリア国民のみではなく、オーストリアに住所を有するEU市民にも選挙権が与えられる。選挙手続についてのより詳細な定めは、連邦法律によって規定される。選挙の実施および管理は、国民議会の選挙に対して管轄権を有する官庁の権限に属する⁽¹⁶⁷⁾。

(2) ヨーロッパ連合の事業計画への参加・協力

ヨーロッパ連合（EU）の事業計画への参加・協力が問題になるのは、オーストリア国家代表の選出、それゆえに、「理事会（閣僚理事会）（Rat）」におけるその時々構成員、通常は一人の連邦大臣の選出に限定される。なぜならば、「理事会」以外のEU組織における構成員は、その出身国の利益を主張することが明らかに許されないからである。すなわち、連邦首相（一般的には、構成国の元首または政府の長）が関与する「ヨーロッパ理事会（Europäischer Rat）」は、立法機関である「理事会」とは別のEU最高の政治的意思決定機関として、EU全体の進むべき方向性を決定する役割、すなわち、EUの発展に必要な刺激を与え、かつ、EUの一般的な指針と優先順位を定める役目を有しており、また、「ヨーロッパ委員会」は、構成国から独立して、すなわち、政府または他の機関から指示を求めず、またそれを受けずに、EUの目的を実現するという、EUの一般的利益を追求する機関である。さらにまた、「ヨーロッパ議会」の代表者についても、彼らは、いかなる指図にもしばられずに自由に議決権を行使するので、彼らに対する拘束は問題とされない⁽¹⁶⁸⁾。これらに反し、1名の連邦主務大臣、または必要とあればすべての州政府のための代表者1名が関与する「理事会」は、構成国の利益を代表する機関なのである⁽¹⁶⁹⁾。

このオーストリアの国家代表を通じてEUの事業計画に参加・協力する権利は、民主制原理および権力分立制原理の意味において、いわば奪われた立法権限に対する代償であるとも考えられ、とりわけ立法機関である国民議会、連邦参議院、州議会に帰属する⁽¹⁷⁰⁾。1994年12月21日の憲法律（BGBl.Nr.1013/1994）により、EUの事業計画と国民議会、連邦参議院については連邦憲法23 e 条が、EUの事業計画と州、市町村については、連邦憲法23 d 条が規定する。

①情報提供義務（教示義務）

EUの事業計画に参加・協力する権利の保障のために、EUの3つの柱（a. ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体、ヨーロッパ経済共同体（ヨーロッパ共同体）、ヨーロッパ原子力共同体、b. 共通外交・安全保障政策、c. 警察・司法協力）⁽¹⁷¹⁾（2009年12月1日に発効したリスボン条約により、3つの柱から成る列柱構造は廃止され、同時にECは消滅し、EUに一元化されることとなった）⁽¹⁷²⁾の枠内におけるすべての事業計画に関して情報提供義務が存する。1994年12月21日の憲法律（BGBl.Nr.1013/1994）によって、連邦政府の所管の構成員は、国民議会と連邦参議院に対して（連邦憲法23 e 条1項）、連邦は、州の権限（活動領域）や利益に関して州に対して（連邦憲法23 d 条1項）、市町村の権限（活動領域）やその他の重大な利益に関して市町村に対して（連邦憲法23 d 条1項）、市町村の代表は、この事務について、オーストリア市連合およびオーストリア町村連合に対して（連邦憲法23 d 条1項）、情報提供義務を負う⁽¹⁷³⁾。

②同意権

情報提供義務に関連して、EUの事業計画が連邦憲法を変更するものとされる場合には、国民議会（具体的には、主委員会またはそのEU小委員会〔連邦憲法23 e 条5項〕）の同意権が存する（連邦憲法23 e 条3項）⁽¹⁷⁴⁾。

③態度表明する権利

国民議会（主委員会またはそのEU小委員会〔連邦憲法23 e 条5項〕）、連邦参議院（EU委員会〔1996年8月20日の憲法律〔BGBl.Nr.410/1996〕により連邦憲法23 e 条6項に「EU委員会」を追加挿入）、個々の州またはすべての州、並びに市町村連合は「態度を表明する権利」を有する。

すなわち、理事会におけるオーストリア政府代表の各行為に対する拘束力は、連邦の立法権限内において直接適用しうる法（連邦法またはEU法）⁽¹⁷⁵⁾となるEUの事業計画に対する「国民議会」の態度表明（連邦憲法23 e 条2項）でもって、あるいは、州の立法または執行の権限を制限し、それゆえに連邦参議院の同意で成立するところの憲法律（連邦憲法44条2項）に置き換えることができるEUの事業計画に対する「連邦参議院」の態度表明（連邦憲法23 e 条6項）（2010年7月27日の憲法律による連邦憲法23 e 条4項も参照）でもって、あるいはまた、州の立法権限事項に属するEUの事業計画に対する諸州統一会議を通じての「すべての州」の統一的態度表明（連邦憲法23 d 条2項）でもって、生ずる。

態度表明を必要とする場合は、EUの決定後、態度表明についての権限を有する機関に、連邦（連邦憲法23 d 条）または連邦政府の所管の構成員（連邦憲法23 e 条）から報告がなされる。連邦または連邦政府の所管の構成員は、やむをえない外交政策上および

統合政策上の理由からのみ、拘束力を有する態度表明に従わないことができる（州の態度表明に関して連邦憲法23 d 条 2 項、国民議会の態度表明に関して連邦憲法23 e 条 2 項、連邦参議院の態度表明に関して連邦憲法23 e 条 6 項）。この場合は、連邦または連邦政府の所管の構成員は、EUにおける投票後、それぞれ州または国民議会に報告をし、その理由を遅滞なく伝えなければならない（州の態度表明に関して連邦憲法23 d 条 2 項、国民議会の態度表明に関して連邦憲法23 e 条 4 項）。国民議会の態度表明に際して、諮問手続（Konsultationsverfahren）を経なければならない。以上のような参加規定違反の制裁として、大臣訴願（Ministeranklage）として憲法訴訟を提起できる（連邦憲法142条）。もともと、既に引き起こされたEUの措置に対して何ら影響を及ぼさない⁽¹⁷⁶⁾。連邦は、市町村の独自の活動領域または市町村のその他の重大な利益に関する場合は、ヨーロッパ連合内の事業計画について、市町村に対して遅滞なく、教示し、および態度表明の機会を与えなければならない（連邦憲法23 d 条 1 項）が、この態度表明は、連邦に対して拘束力を有しないとされる。その理由として、市町村は連邦や州に匹敵するだけの立法権限を持たないことが挙げられている⁽¹⁷⁷⁾。

(3) ヨーロッパ連合の外交・安全保障政策等への参加

1994年12月21日の憲法律（BGBl.Nr.1013/1994）により、オーストリアは、ヨーロッパ連合条約第5編に基づいて、EUの共通外交・安全保障政策に参加する。これには、一つまたはいくつかの第三国との経済関係を一時的に停止し制限し、または完全に停止する措置への協力が含まれるものとされる（連邦憲法23 f 条 1 項）。アムステルダム条約の発効に伴い1998年7月21日の憲法律（BGBl. I Nr.83/1998）で、ニース条約の発効に伴い2001年11月16日の憲法律（BGBl. I Nr.119/2001）で、さらに、リスボン条約の実施に関し2010年7月27日の憲法律（BGBl. I Nr.57/2010）で、連邦憲法23 f 条に修正が加えられ、オーストリアのいずれの機関が協力をなすべきかについて憲法上規定された。

(4) EU立法への構成国の参加協力権

リスボン条約（2009年12月1日発効）によって、構成国の議会が、EU法の制定および適用に直接的に関与（参加協力）する権限が認められた。すなわち、オーストリアについて述べれば、国民議会および連邦参議院は、EUの立法行為（規則、命令）に対して、「補完性の原則（Subsidiaritätsprinzip）」違反を理由としてEU司法裁判所に当該立法の取消訴訟を提起し、立法を無効とする可能性が与えられた（2010年7月27日の憲法律による連邦憲法23 h 条）。ここに「補完性の原則」とは、「EUは、その排他的権限（例えば、通商政策、通貨政策、海洋資源の保護など）に属さない分野については、提案される行動の目的が構成国の中央レベルまたは地域および地方レベルのいずれにおいても十分に達成されることができず、提案される行動の規模または効果のためにEUレベルにおいてより良く達成できる場合に限り行動する」という原則であり、マーストリヒト条約によるEC条約の改正によって、環境政策のみならず、EUの政策一般に適用される原則に発展したとされる⁽¹⁷⁸⁾。

さらに、EU理事会（閣僚理事会）の多くの議決は、構成国の地域開発利用計画、水資源の量的管理、土地利用、エネルギーの供給などに示されるように、理事会の全会一致を

必要とする。しかし、ヨーロッパ理事会は、EU理事会に対して、これらの事項について特別多数決でもって議決する権限を与えることができる（EU条約48条7項）。ヨーロッパ理事会のこの発議は構成国の議会に知らされ、ただ一国によって拒否された場合においても、ヨーロッパ理事会は、議決方法の変更を決議することができない。かくして、オーストリアの国民議会および連邦参議院は、全会一致原則から特別多数決原則への変更を拒否できることとなった。さらに、ヨーロッパ理事会におけるオーストリア代表は、特別多数決に向けてのヨーロッパ理事会の発議に対して、国民議会の授権と連邦政府の提議に基づく連邦参議院の同意があった場合のみ賛同することが許される。国民議会と連邦参議院のこの決議については、それぞれ総議員の少なくとも2分の1が出席し、かつ投票の3分の2の多数を必要とする（2010年7月27日の憲法律による連邦憲法27 i 条1項）。それによって、投票方法の変更は、オーストリアの同意なしには起こりえなくなった⁽¹⁷⁹⁾。

第3章 憲法改正の動向

1. オーストリア憲法改正の論点

(1) 「政党国家」、「部会国家」

オーストリア憲法は、硬性憲法ではなく、比較的容易に変更される。1955年以降、憲法領域において多数の改正が生じた。その多くは、長期の憲法政策的構想を欠き、国家政策的背景を有せずに日々の政策（Tagespolitik）に動機づけられた政党的戦略に奉仕するところの憲法的臨時立法の産物であった。特に、1966年までの大連合の時代における多数の憲法改正にこのことが妥当する⁽¹⁸⁰⁾。また、最近においても、フラニツキ連立内閣が、国民議会において憲法律または憲法規定の議決に必要不可欠な3分の2の特別多数を占めていることを利用し、憲法裁判所による違憲判決の破棄の効果を失わせることによって憲法裁判所の介入を阻止し、さらに将来の政府による憲法改正を困難にすることを意図して1992年12月29日の憲法律（BGBl.Nr.832/1992）を議決した例がある（第1章5.（2）⑥参照）。さらに、自動車運転免許者が交通違反など可罰的行為の責任を問われる際に、自分が自ら自動車を運転していたかどうか、あるいは、他人に自動車を貸していたかどうか、またいつ貸したかについて官庁に告知する義務を定める連邦法律（自動車交通法〔Kraftfahrgesetz : BGBl.267/1967〕）は、刑罰行為に関する挙証責任は国に存するという基本法によって保障された原理（刑事手続における訴追主義〔連邦憲法90条2項〕）に反するとして憲法裁判所の違憲判決の効力を、新たに特別の憲法律を制定することによって失わせた事例⁽¹⁸¹⁾、タクシー営業の許可は、需要（必要性）の存在に依存する（Bedarfsbindung）ことを定めることによって、タクシーの営業活動の自由を制限する連邦法律に対する憲法裁判所の違憲判決の効力を新たな憲法規定を制定することによって失わせた事例⁽¹⁸²⁾がある。しかし、以上に述べた政党戦略的ないし臨時立法的改正だけではなく、連邦憲法の体系的な継続的發展のための一連の改正も存した。オーストリア憲法は、その発効以降、余りにも多くの憲法改正を経験してきたし、オーストリア憲法の基本原理ともいふべき「連邦主義」、「民主制」、「基本権」、「権利保護制度（法治主義）（公法裁判制度〔憲法裁判所、行政裁判所〕）」などの改正を挙げることができよう。今後、さら

なる憲法改正を期待されている⁽¹⁸³⁾。

過去にオーストリア憲法改正の論点の一つとして挙げられてきたものは、多かれ少なかれ、憲法国家においてたいい見出されうるところの「憲法と憲法現実との乖離」に対応している。この乖離は、オーストリアにおいては、とりわけ、多くの重要な政治的決定が憲法に規定された機関によってではなく、いわゆる「社会的パートナー」（経済的社会的政策問題解決のための労働者および使用者の利益団体）（2008年1月4日の憲法律〔BGBl. I Nr.2/2008〕による連邦憲法120 a 条2項参照⁽¹⁸⁴⁾）によって、あるいは、政党間交渉（例えば、連立協定⁽¹⁸⁵⁾）によってなされているということに存する。この現象は、「部会（会議所）国家（Kammernstaat）」、「政党国家（Parteienstaat）」、「諸連合国家（Verbändestaat）」、「労働組合国家（Gewerkschaftsstaat）」という言葉でも示される。社会的変革は、何度も、統制制度の実効性の無さ（例えば、政府に対する議会多数派のそれ）に寄与した。それゆえに、この広範な乖離関係を無くする改革が要請された⁽¹⁸⁶⁾。

上に述べた社会的変革は、1919年の君主制の崩壊以降、例えば、1920年の第一共和国憲法制定、1945年の仮政府設立、仮憲法制定など、重要な利害対立は政党によって明らかにされ、その調整の努力がなされてきたという事実に示される。諸政党と諸連合（Verbände）（会議所、労働組合など）が、政治的権力の担い手を形づくり、それらは、議会の組織を占めただけではなく、連邦と州の政府をも占めるに至った。社会的な対立は、一部かつてのように議会と政府の間ではなく諸政党と諸連合との間に生じている。憲法は、今なお以前の状態を志向しているので、その限り、政治的権力を抑制するというその任務を完全には全うしていないことになる⁽¹⁸⁷⁾。しかし、部会、連合、政党による政治的権力展開、およびその国家的決定への影響は、それらが、民主主義原理、権力分立原理、法治国家原理、さらに連邦主義原理に関わるゆえに、憲法が社会政策的システムのための法的基本秩序として自らの役割に応じようとする際には、将来、相当な方法で、憲法的にコントロールされねばならない⁽¹⁸⁸⁾。部会、連合につき、2008年1月4日の憲法律（BGBl. I Nr.2/2008）に基づく連邦憲法改正によって、一応の解決がなされた。すなわち、共和国は、社会的パートナーの役割を承認し、その自治を尊重するものとされ（連邦憲法120 a 条）、労働者会議所、経済会議所など公法上の自治行政体の任務遂行の権利と国の監視権および自治行政体への国家行政的任務の委託など（連邦憲法120 b 条）が規定された。

(2) 「憲法的規定の分断化（分散化）」

憲法立法者の比較的広範な活動にもかかわらず（多くの場合において、活動ゆえに）、一連の問題が今まで解決されないままであり、多くの問題が新たに生じている。その際、オーストリアの憲法は、法規定の体系として構想されており、多くの他の憲法のように、政治的信条または宣言（国家目標規定）などとして構想されているのではないという状況もまた、指摘されねばならない。

確かに、オーストリア憲法は単なる宣言の目的のためにも用いられており、1975年6月10日の憲法律（BGBl.Nr.368/1975）による連邦憲法9 a 条1項、2項は、軍事的・精神的・社会奉仕的・経済的国土防衛という全般的国土防衛を宣言している。また、1984年11月27日の憲法律（BGBl.Nr.491/1984）でもって、連邦、州、市町村を含めオーストリア共

和国の、人間の生活基盤としての自然環境の全般的保護に関する信条が宣言された。さらに、この種の規定として、永続的中立保障義務（1955年10月26日の憲法律）、連邦・州・市町村の予算執行に際しての全経済の均衡の維持義務（連邦憲法13条2項）、障害を有する者と有しない者との平等取扱い（連邦憲法7条1項）、男女の事実上の平等化（連邦憲法7条1項、2項）、土着の民族集団の言語的文化的多様性の承認（連邦憲法8条2項）、放送の独立性・公共性の保障（1974年7月10日の憲法律）、核の禁止（1999年8月13日の憲法律）などを挙げる事ができる⁽¹⁸⁹⁾。

しかし、オーストリア憲法に典型的に示される「憲法的規定の分断化（分散化）」ないし「見通しの悪さ」が、憲法領域における「法改定（Rechtsbereinigung）」として問題とされている⁽¹⁹⁰⁾。オーストリア憲法の法規定の体系に関しては、オーストリア憲法は、法源や本文においてかなりの分断化（zersplittert）を示しており、多くの規定が不明確（unklar）かつほとんど見通しがきかない状況である。このことは、特に連邦と州の権限配分について妥当する。さらに、法規定の体系に関し、基本権カタログは、内部において体系性が欠けるとともに、外部に対しても完結性に欠けている。特に、社会国家的理念の国内的および国際的進展にもかかわらず、社会的根本権も社会的国家目標規定もオーストリア連邦憲法に規定されていない。これらについての立法上の改善ないし改革が望まれる⁽¹⁹¹⁾。

2. 個々の部分改正

憲法改革（Verfassungsreform）について語る際には、連邦憲法の「全体的（全面的）（全部）改革（Gesamtreform）」の局面と「個々の改革もくろみ（einzelne Reformvorhaben）」の局面を区別しなければならない。「全体的（全面的）（全部）改革」は、憲法政策的に包括的に構想された憲法修正（Verfassungsrevision）を意味する。連邦憲法44条3項の意味における「連邦憲法の全体的（全面）（全部）改正（Gesamtänderung）」もまた、存在しうるし、必要不可欠というわけではないが、存在しなければならないのである⁽¹⁹²⁾。

2003年6月に議会の調査委員会（Enquetekommission）として発足し、憲法改革（Verfassungsreform）についての審議を行ってきたオーストリア諮問会議（Österreich-Konvent）は、2005年1月に最終報告をまとめたが、新憲法の制定には至らなかった⁽¹⁹³⁾。この憲法改革草案は、今後の新憲法制定ないし大改正のためにさらなる努力をつづけていくための出発点とされている。その一部が、2008年1月4日の憲法律（BGBl. I Nr.2/2008）によって、そのArtikel 2において、連邦憲法の最初の法改定として、連邦憲法の改定に関する連邦憲法律（第一次連邦憲法改定法〔Erstes Bundesverfassungsrechtsbereinigungsgesetz – 1.BVRBG〕）の形で実現された⁽¹⁹⁴⁾。

（1）改正の関心事

一部実現されたものも含めて、これまでに問題となってきた憲法改正の関心事を列挙する⁽¹⁹⁵⁾。

I. 議会による執行統制・監督（議会野党による統制・監督権の構築）

⇒1975年5月15日の憲法律による連邦憲法140条1項によって、国民議会議員の3分の1が連邦法律の違憲性につき、また、州憲法の定めにより、州議会議員の3分の1が州法律の違憲性につき、憲法裁判所に審査の申立てを行うことが可能となった。さらに、1988年6月23日の憲法律によって、連邦参議院議員の3分の1にも連邦法律の違憲性の審査の申立権が拡張された。また、1992年6月5日の憲法律による連邦憲法41条1項において、法律案は、連邦参議院議員の3分の1の発議によっても国民議会に提出できることとなった。

II. 連邦主義 (1974年7月10日の連邦憲法改正 [BGBl.Nr.444/1974] でもって開始された州の地位および権限の拡大強化を進めることの継受)

オーストリア憲法においては、立法と執行におけるあらゆる国家的権限は、原則的に州に属する (連邦憲法15条)。ただし、立法および (または) 執行における列挙された権限については連邦に属する (連邦憲法10条-14b条)。このような列挙はあまりにも広範にわたっており、特に立法の領域において連邦は明らかに優位を占めており、連邦主義の核心ともいべき立法権の州への帰属について、實際上、州はわずかの権限を有するに過ぎず、州は主に連邦法の執行に関わってきた。また、司法についても、州は何ら権限を有しなかったが、2012年6月5日の連邦法律によって州行政裁判所が創設されたことに伴い、「通常裁判権は、連邦から発する」と条文が改正された (連邦憲法82条1項) (第1章5.(4) 参照)。以上のごとく、オーストリアにおいては、ドイツやスイスなどと比較して、連邦主義が弱いという特徴を有している⁽¹⁹⁶⁾。

連邦諸州は、1976年に連邦に対して、「要請プログラム (Forderungsprogramm)」を提示した。その重点は、次の領域に存する。

A. 州権限の拡大・強化 (連邦制の構築、分権化)

①連邦憲法の改正によって州の権利が制限される限りにおいて、連邦と州の権限を決定する連邦憲法立法者の決定権限を制限すること。このような憲法改正の公布は、州議会 (アダモヴィッチ・フンク著86ページ参照) の3分の2の賛成後初めてなされるべきこと (傍点筆者)。

⇒1984年11月27日の憲法律による連邦憲法44条2項において、州の立法または執行の権限を制限する憲法律または単純法律中に含まれる憲法規定は、さらに連邦参議院において、少なくとも総議員の2分の1が出席し、かつ投票の3分の2の多数をもって同意の議決をしなければならない、とされている (傍点筆者)。

②州公民権の導入。州の独自の権限事項について、連邦政府の同意を得て、隣国と国際法上の国家条約を締結する州の権利。条約締結手続の際の州の参加 (州の独自の権限事項について規律する国家条約締結に際しての連邦参議院の同意)。

⇒1988年11月29日の憲法律によって、それぞれ連邦憲法6条2項、16条1項、50条1項 (現50条2項) で実現された。

③州の私法上の付随的立法権限を、従来の、私法的規定が「必要な (erforderlich)」領域から「合目的な (zweckmäßig)」領域にまで拡張すること。

⇒1974年7月10日の憲法律による連邦憲法15条9項においても、規制が「必要な

(erforderlich)」領域にとどまっており、その後も改正なし。

- ④連邦の立法規定に対して、憲法的な権限根拠を明確に述べるということに関する連邦立法者の義務。

⇒オーストリア連邦憲法では、立法、執行における列挙された権限につき連邦に属するが、この列挙はあまりにも広範にわたっており、特に立法領域において連邦は明らかに優位を占めているという現実が前提にある。1974年7月10日、1983年3月2日、1984年11月27日などの各憲法律は、連邦の立法（および執行）権限に限定を加え、その分、州の立法権限または執行権限を拡大強化している（第1章1.（2）②、2.（1）②参照）。

- ⑤州議会の法律決議に対する連邦政府の異議権を、連邦の権限の侵害を主張しての異議権に制限すること（傍点筆者）。

⇒1983年3月2日の憲法律による連邦憲法98条2項で実現された。2012年6月5日の連邦法律で連邦憲法98条が2012年7月1日付で廃止された。

（⑥以下は、次号に続く）

注

- (141) Wilhelm Brauner, S.270.
(142) Bernd-Christian Funk, SS.297-298.
(143) Bernd-Christian Funk, S.254, SS.302-303.
(144) Bernd-Christian Funk, S.201.
(145) Bernd-Christian Funk, S.298.
(146) Bernd-Christian Funk, S.299.
(147) Bernd-Christian Funk, S.299.
(148) Bernd-Christian Funk, SS.299-300.
(149) Oskar Lehner, SS.405-406; Wilhelm Brauner, S.270; Robert Walter, Heinz Mayer, S.38.
(150) Oskar Lehner, S.406.
(151) Wilhelm Brauner, S.274; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.96; 南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』、山川出版社、1999年、354-355頁；エーリッヒ・ツェルナー著 リンツピラ裕美訳『オーストリア史』、彩流社、2000年、658-659頁、677頁；アントン・ヴァルトほか著 中尾光延訳、208-213頁。
(152) Wilhelm Brauner, SS.274-275; Bernd-Christian Funk, S.122; 島野卓爾ほか編著、50頁、146頁。
(153) 植田隆子ほか編、26頁；Bernd-Christian Funk, S.128.
(154) Wilhelm Brauner, S.275; 島野卓爾ほか編著、46頁。
(155) 島野卓爾ほか編著、46頁；植田隆子ほか編、16頁；Bernd-Christian Funk, S.129.
(156) Wilhelm Brauner, S.275; Oskar Lehner, S.364; Bernd-Christian Funk, SS.120-121; 島野卓爾ほか編著、142頁。
(157) Bernd-Christian Funk, S.121, S.123; アントン・ヴァルトほか著 中尾光延訳、54-60頁；島野卓爾ほか編著、138-139頁、141-142頁、146頁。
(158) Wilhelm Brauner, S.275; Bernd-Christian Funk, S.121.
(159) 植田隆子ほか編、15頁；Bernd-Christian Funk, S.124.
(160) Bernd-Christian Funk, S.15, S.124.
(161) Oskar Lehner, SS.408-409; Bernd-Christian Funk, SS.124-125; 島野卓爾ほか編著、50-53頁；

1955年以降のオーストリア憲法の展開—憲法改正規定を中心として— (3)

- 植田隆子ほか編、34-35頁。
- (162) Wilhelm Brauner, S.275; Oskar Lehner, SS.393-394.
- (163) Wilhelm Brauner, S.279; Bernd-Christian Funk, SS.131-132.
- (164) Wilhelm Brauner, S.275; Oskar Lehner, S.406; Bernd-Christian Funk, SS.101-103, S.121, SS.129-130.
- (165) Wilhelm Brauner, S.278.
- (166) 植田隆子ほか編、26頁； Bernd-Christian Funk, S.128.
- (167) Wilhelm Brauner, S.278; Oskar Lehner, SS.407-408; Bernd-Christian Funk S.130.
- (168) Bernd-Christian Funk, S.131.
- (169) Wilhelm Brauner, S.279; Oskar Lehner, S.407; Bernd-Christian Funk, SS.126-128, S.131; 鳥野卓爾ほか編著、20頁；植田隆子ほか編、18-25頁。
- (170) Wilhelm Brauner, S.279; Oskar Lehner, S.409; Bernd-Christian Funk, S.131.
- (171) Oskar Lehner, S.407; 鳥野卓爾ほか編著、11-12頁；植田隆子ほか編、15頁。
- (172) 植田隆子ほか編、15頁。
- (173) Wilhelm Brauner, S.279; Oskar Lehner, S.409; Bernd-Christian Funk, S.131.
- (174) Wilhelm Brauner, S.279.
- (175) Oskar Lehner, S.408; Bernd-Christian Funk, S.125; 鳥野卓爾ほか編著、51-52頁；植田隆子ほか編、34-35頁。
- (176) Oskar Lehner, S.409; Wilhelm Brauner, S.279; Bernd-Christian Funk, SS.131-132.
- (177) Bernd-Christian Funk, S.132.
- (178) Bernd-Christian Funk, S.126, S.132; 植田隆子ほか編、47-48頁。
- (179) Bernd-Christian Funk, S.127, SS.132-133; 植田隆子ほか編、20-22頁。
- (180) Bernd-Christian Funk, SS.72-73, S.78.
- (181) Bernd-Christian Funk, SS.12-13, S.80, S.285.
- (182) Bernd-Christian Funk, S.74, SS.389-390.
- (183) Bernd-Christian Funk, SS.72-74; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.81-82; Robert Walter, Heinz Mayer, S.43.
- (184) Bernd-Christian Funk, SS.71-72, S.89; エーリッヒ・ツェルナー著 リンツビヒラ裕美訳、658-659頁、677頁；アントン・ヴァルトほか著 中尾光延訳、208-213頁。
- (185) Bernd-Christian Funk, SS.71-72, SS.89-90; アントン・ヴァルトほか著 中尾光延訳、201-208頁。
- (186) Robert Walter, Heinz Mayer, SS.43-44; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.85-86, SS.94-97, SS.100-101; Bernd-Christian Funk, SS.10-12, S.14, SS.175-176.
- (187) Robert Walter, Heinz Mayer, S.44.
- (188) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.85-86, SS.94-97, SS.100-101, S.121; Bernd-Christian Funk, SS.71-72, SS.89-90; Robert Walter, Heinz Mayer, SS.61-64.
- (189) Robert Walter, Heinz Mayer, S.39, S.44; Bernd-Christian Funk, SS.81-82.
- (190) Robert Walter, Heinz Mayer, SS.44-45; Bernd-Christian Funk, SS.13-14, SS.72-73.
- (191) Bernd-Christian Funk, SS.13-14, S.44, SS.137-158.
- (192) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.85.
- (193) 高田敏「オーストリア連邦憲法」、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第4版〕』、有信堂、2009年、103頁。
- (194) Bernd-Christian Funk, S.42, S.44, S.73, S.116.
- (195) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.86; Robert Walter, Heinz Mayer, SS.45-47.
- (196) Bernd-Christian Funk, SS.92-96.

参考・引用文献

- ・Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte(4.Auflage)*, Trauner

- Verlag, 2007.
- ・ Wilhelm Brauner, *Österreichische Verfassungsgeschichte(11.Auflage)*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 2009.
 - ・ Bernd-Christian Funk, *Einführung in das österreichische Verfassungsrecht (14.Auflage)*, Leykam Kurzlehrbücher, 2011.
 - ・ Robert Walter, Heinz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 1988.
 - ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht(2.Auflage)*, Springer-Verlag, 1984.
 - ・ <http://www.verfassungen.de/at/titel.htm>. Verfassungen Österreichs, 2014.
 - ・ 高田敏「オーストリア連邦憲法」、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第4版〕』、有信堂、2009年。
 - ・ 南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』、山川出版社、1999年。
 - ・ アントン・ヴァルト、エドゥアルト・シュタウディングー、アロイス・ショイヒャー、ヨーゼフ・シャイプル著 中尾光延訳『オーストリアの歴史』、明石書店、2014年。
 - ・ エーリッヒ・ツェルナー著 リンツビヒラ裕美訳『オーストリア史』、彩流社、2000年。
 - ・ 島野卓爾・岡村堯・田中俊郎編著『EU入門』、有斐閣、2000年。
 - ・ 奥脇直也・小寺彰編『国際条約集』、有斐閣、2014年。
 - ・ 植田隆子・小川英治・柏倉康夫編『新EU論』、信山社、2014年。 など